

甲第1号議案から  
甲第24号議案まで

# 令和5年第1回沖縄県議会(定例会)議案

(その1)

令和5年2月14日提出

沖 縄 県

## 令和5年度沖縄県予算目次

甲第1号議案	令和5年度沖縄県一般会計予算	1
甲第2号議案	令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	13
甲第3号議案	令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	15
甲第4号議案	令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	17
甲第5号議案	令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算	19
甲第6号議案	令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	22
甲第7号議案	令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	25
甲第8号議案	令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	27
甲第9号議案	令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	29
甲第10号議案	令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	31
甲第11号議案	令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	33
甲第12号議案	令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	35
甲第13号議案	令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	38
甲第14号議案	令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	40
甲第15号議案	令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	42
甲第16号議案	令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	45
甲第17号議案	令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	47
甲第18号議案	令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	49
甲第19号議案	令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算	52
甲第20号議案	令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	55
甲第21号議案	令和5年度沖縄県病院事業会計予算	57
甲第22号議案	令和5年度沖縄県水道事業会計予算	60
甲第23号議案	令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算	63
甲第24号議案	令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算	65

# 一 般 会 計

甲第1号議案

## 令和5年度沖縄県一般会計予算

令和5年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ861,395,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

**第3条** 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

**第4条** 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

**第5条** 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 県 税		146,357,000 千円
	1 県 民 税	47,625,000
	2 事 業 税	35,760,000
	3 地 方 消 費 税	30,973,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,344,000
	5 県 た ば こ 税	1,864,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	855,000
	7 自 動 車 取 得 税	14,000
	8 軽 油 引 取 税	7,158,000
	9 自 動 車 税	16,763,000
	10 鉱 区 税	7,000
	11 狩 猟 税	2,000
	12 石 油 価 格 調 整 税	941,000
	13 産 業 廃 棄 物 税	51,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		68,936,620
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	68,936,620
3 地 方 譲 与 税		26,021,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	25,235,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	493,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	11,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	81,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	31,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	170,000
4 市 町 村 た ば こ 税 県 交 付 金		921,443
	1 市 町 村 た ば こ 税 県 交 付 金	921,443
5 地 方 特 例 交 付 金		489,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	489,000
6 地 方 交 付 税		229,200,000
	1 地 方 交 付 税	229,200,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		356,900
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	356,900

款	項	金額
8 分担金及び負担金		733,737 千円
	1 分担金	61,782
	2 負担金	671,955
9 使用料及び手数料		14,831,008
	1 使用料	12,542,581
	2 手数料	123,354
	3 証紙収入	2,165,073
10 国庫支出金		220,406,532
	1 国庫負担金	52,014,507
	2 国庫補助金	167,035,277
	3 委託金	1,356,748
11 財産収入		2,539,050
	1 財産運用収入	1,437,240
	2 財産売払収入	1,101,810
12 寄附金		190,915
	1 寄附金	190,915
13 繰入金		34,716,784
	1 特別会計繰入金	51,921
	2 基金繰入金	34,664,863
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		79,249,410
	1 延滞金、加算金及び過料	237,319
	2 県預金利子	179
	3 公営企業貸付金元利収入	202,800
	4 貸付金元利収入	63,688,240
	5 受託事業収入	484,064
	6 収益事業収入	5,941,580
	7 利子割清算金収入	1
	8 雑収入	8,695,227
16 県債		36,445,600
	1 県債	36,445,600
歳入合計		861,395,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		1, 442, 123 千円
	1 議 会 費	1, 442, 123
2 総 務 費		65, 031, 757
	1 総 務 管 理 費	24, 095, 887
	2 企 画 費	11, 470, 287
	3 徴 税 費	6, 223, 912
	4 市 町 村 振 興 費	19, 083, 068
	5 選 挙 費	44, 776
	6 防 災 費	3, 146, 015
	7 統 計 調 査 費	587, 819
	8 人 事 委 員 会 費	178, 723
	9 監 査 委 員 費	201, 270
3 民 生 費		130, 303, 209
	1 社 会 福 祉 費	78, 450, 894
	2 児 童 福 祉 費	41, 340, 483
	3 生 活 保 護 費	10, 469, 492
	4 災 害 救 助 費	42, 340
4 衛 生 費		75, 747, 337
	1 公 衆 衛 生 費	17, 482, 665
	2 環 境 衛 生 費	1, 773, 521
	3 環 境 保 全 費	2, 844, 854
	4 保 健 所 費	2, 555, 158
	5 医 薬 費	43, 102, 641
	6 保 健 衛 生 費	7, 988, 498
5 労 働 費		2, 523, 175
	1 労 政 費	1, 364, 451
	2 職 業 訓 練 費	1, 022, 231
	3 労 働 委 員 会 費	136, 493

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		55,670,996 千円
	1 農 業 費	22,492,121
	2 畜 産 業 費	2,078,796
	3 農 地 費	22,762,835
	4 林 業 費	1,636,928
	5 水 産 業 費	6,700,316
7 商 工 費		97,782,979
	1 商 業 費	3,274,068
	2 工 鉱 業 費	72,904,256
	3 観 光 費	21,604,655
8 土 木 費		80,894,832
	1 土 木 管 理 費	12,200,095
	2 道 路 橋 り よ う 費	24,936,408
	3 河 川 海 岸 費	8,255,097
	4 港 湾 費	6,699,527
	5 都 市 計 画 費	14,090,317
	6 住 宅 費	9,228,687
	7 空 港 費	5,484,701
9 警 察 費		37,772,345
	1 警 察 管 理 費	35,323,566
	2 警 察 活 動 費	2,448,779
10 教 育 費		174,382,153
	1 教 育 総 務 費	15,737,632
	2 小 学 校 費	55,917,124
	3 中 学 校 費	35,887,289
	4 高 等 学 校 費	43,259,786
	5 特 別 支 援 学 校 費	17,431,486
	6 社 会 教 育 費	2,325,931
	7 保 健 体 育 費	1,248,437
	8 大 学 費	2,574,468



款	項	金額
11 災害復旧費		3,087,497 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,711,207
	2 土木施設災害復旧費	1,312,474
	3 教育施設災害復旧費	63,816
12 公債費		65,407,319
	1 公債費	65,407,319
13 諸支出金		70,849,278
	1 ゴルフ場利用税交付金	598,540
	2 自動車取得税交付金	9,753
	3 環境性能割交付金	344,539
	4 公営企業費	335,353
	5 財政調整基金積立金	932
	6 県有施設整備基金積立金	1,200,657
	7 利子割交付金	32,148
	8 配当割交付金	297,875
	9 株式等譲渡所得割交付金	285,908
	10 利子割精算金	764
	11 退職手当基金積立金	109
	12 減債基金積立金	814
	13 地域振興基金積立金	16
	14 法人事業税交付金	2,589,887
	15 地方消費税交付金	34,634,651
	16 地方消費税清算金	30,517,108
17 特別会計等繰出金	224	
14 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳出合計		861,395,000

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
消 防 指 導 費	令和6年度から 令和7年度まで	千円 2,085,782
庁 舎 公 舎 管 理 費 ( 防 災 危 機 管 理 セ ン タ ー 棟 ( 仮 称 ) 整 備 事 業 )	令和6年度から 令和7年度まで	6,556,149
公 有 財 産 管 理 費 ( 公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 推 進 事 業 )	令和6年度	357,362
賦 課 徴 収 費 ( 県 税 収 納 委 託 事 業 )	令和6年度	21,714
電 子 自 治 体 推 進 事 業 費	令和6年度から 令和10年度まで	1,771,197
通 信 対 策 事 業 費	令和6年度	2,094,000
若 夏 学 院 運 営 費	令和6年度	162,672
医 師 確 保 対 策 事 業	令和6年度から 令和7年度まで	医学臨床研修プログラム経費 に関する沖縄県とハワイ大学 との契約額148,695千円に為替 相場変動に伴う額を加えた額 を限度とする。
農 業 近 代 化 資 金 等 利 子 補 給 金	令和6年度から 令和23年度まで	34,618
経 営 体 育 成 資 金 融 通 等 利 子 補 給 金	令和6年度から 令和12年度まで	1,654

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和5年度から令和14年度まで	千円 沖縄県農業振興公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額267,270千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
農地集積・集約化対策費 (所有者不明農地)	令和5年度から令和24年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行うため全国農地保有合理化協会から資金を借り入れた場合の総額1,526千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
漁業近代化資金利子補給金	令和6年度から令和25年度まで	43,160
漁業災害対策特別資金利子助成金	令和6年度から令和12年度まで	581
県融資制度損失補償	令和5年度から令和24年度まで	554,709
機械類貸与事業損失補償	令和6年度から令和17年度まで	53,200
公共職業能力開発事業費	令和6年度から令和7年度まで	74,261
沖縄振興公共投資交付金事業費	令和6年度	160,680
道路新設改良費(港湾課)	令和6年度	1,900,000
空港管理運営費	令和6年度	150,497

事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（河川） （ 国 場 川 ）	令和6年度	284,000
防衛施設周辺障害防止事業	令和6年度	106,459
沖縄振興公共投資交付金（河川） （ 堰 堤 改 良 事 業 ）	令和6年度から 令和7年度まで	549,234
首里城復興基金事業（木材等）	令和6年度	190,000
公 営 住 宅 建 設 費 （ 牧 港 団 地 1 期 ）	令和6年度から 令和7年度まで	2,442,993
公 営 住 宅 建 設 費 （ 平 良 南 団 地 2 期 ）	令和6年度から 令和7年度まで	1,912,000
公 営 住 宅 建 設 費 （ 新 川 団 地 4 期 ）	令和6年度	1,512,848
企 画 管 理 費 （ 教 育 情 報 化 推 進 事 業 ）	令和6年度から 令和10年度まで	150,467
人 材 育 成 推 進 費 （ 県 外 進 学 大 学 生 支 援 事 業 ）	令和6年度から 令和11年度まで	92,400
中学校教育用設備整備費（I C T）	令和6年度から 令和10年度まで	14,691
一 般 管 理 運 営 費 （ 高 等 学 校 ・ 特 別 支 援 学 校 ）	令和6年度から 令和8年度まで	57,727
教育用コンピュータ整備事業費 （ 高 等 学 校 ・ 特 別 支 援 学 校 ）	令和6年度から 令和10年度まで	411,480
学 校 建 設 費 （ 中 学 校 ）	令和6年度	898,015

千円

事 項	期 間	限 度 額
学 校 建 設 費 ( 高 等 学 校 )	令 和 6 年 度	1,403,018
図 書 館 情 報 シ ス テ ム 整 備 事 業	令 和 6 年 度 从 事 令 和 10 年 度 まで	324,500
情 報 管 理 費	令 和 6 年 度 从 事 令 和 10 年 度 まで	172,444
警 察 施 設 費	令 和 6 年 度	62,390
捜 査 第 一 活 動 費	令 和 6 年 度 从 事 令 和 13 年 度 まで	200,662
出 納 事 務 費	令 和 6 年 度 从 事 令 和 11 年 度 まで	1,133,031

千円

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
庁舎整備事業	1,655,900	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。  (借入時期) 令和5年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
沖縄振興特別推進交付金事業	418,000			
緊急防災・減災事業	802,900			
那覇空港整備促進事業費	189,100			
通信施設改修事業	48,500			
公共施設等適正管理推進事業 (長寿命化事業)	1,774,600			
脱炭素化推進事業	371,900			
社会福祉施設整備事業	85,200			
防災・減災・国土強靱化緊急 対策事業	32,200			
施設整備事業 (一般財源化分)	239,100			
児童自立支援施設整備事業	500			
保健所施設整備事業	96,700			
地域活性化事業	4,828,400			
公共事業等	12,160,500			
公共施設等適正管理推進事業 (除却事業)	130,200			
八重山家畜保健衛生所 焼却施設整備事業	24,300			
緊急自然災害防止対策事業	2,149,200			
漁業調査船代船建造事業	926,700			
農業研究施設整備費(単独)	3,600			
種豚改良推進事業	5,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
緊急浚渫推進事業	787,000			
県営住宅建設事業	1,648,600			
県単道路整備事業	175,700			
県単河川等整備事業	113,000			
県単離島空港整備事業	300			
県単県営住宅整備事業	59,200			
栽培漁業センター整備事業	11,500			
交通事業	94,100			
防災対策事業	1,258,100			
警察庁舎等施設整備事業	887,300			
交通安全施設整備事業	17,700			
一般補助施設整備等事業	222,200			
青少年教育施設整備事業	182,400			
学校教育施設等整備事業	505,400			
臨時高等学校改築等事業	357,500			
特別支援学校整備事業	19,600			
災害復旧事業	696,200			
臨時財政対策債	3,467,000			
合計	36,445,600			

# 特 別 会 計



甲第2号議案

## 令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,833千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,675 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,675
2 繰 越 金		35,502
	1 繰 越 金	35,502
3 諸 収 入		6,656
	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,566
	2 雑 入	1,090
歳 入 合 計		47,833

### 歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		35,095 千円
	1 農 業 費	35,095
2 公 債 費		8,492
	1 公 債 費	8,492
3 繰 出 金		4,246
	1 繰 出 金	4,246
歳 出 合 計		47,833

甲第3号議案

## 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,006千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		25,510 千円
	1 繰越金	25,510
2 諸収入		112,496
	1 貸付金元利収入	112,496
歳入合計		138,006

歳 出

款	項	金 額
1 商工費		25,510 千円
	1 商業費	25,510
2 公債費		112,496
	1 公債費	112,496
歳出合計		138,006

甲第4号議案

## 令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		201,095 千円
	1 繰越金	201,095
2 諸収入		149,040
	1 貸付金元利収入	149,040
歳入合計		350,135

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業振興費		350,135 千円
	1 中小企業振興費	350,135
歳出合計		350,135

## 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算

令和5年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ536,366千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		58,587 千円
	1 使 用 料	58,587
2 国庫支出金		16,200
	1 国庫補助金	16,200
3 財産収入		5,396
	1 財産運用収入	5,394
	2 財産売却収入	2
4 繰入金		389,075
	1 一般会計繰入金	389,075
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		651
	1 雑 入	651
7 県債		66,456
	1 県 債	66,456
歳 入 合 計		536,366

### 歳 出

款	項	金 額
1 土木費		449,011 千円
	1 空 港 費	449,011
2 公債費		87,355
	1 公 債 費	87,355
歳 出 合 計		536,366



## 第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 地 島 空 港 整 備 事 業	千円 1,600	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和5年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	1,600			

## 令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,238千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		21,748 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,748
2 繰 越 金		16,935
	1 繰 越 金	16,935
3 諸 収 入		133,355
	1 貸 付 金 元 利 収 入	132,671
	2 雑 入	684
4 県 債		35,200
	1 県 債	35,200
歳 入 合 計		207,238
歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		207,238 千円
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	207,238
歳 出 合 計		207,238

## 第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	<small>千円</small> 35,200	証書借入	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定めるところによる。
合 計	35,200			

甲第7号議案

## 令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ196,160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		22,695 千円
	1 財 産 運 用 収 入	22,695
2 繰 越 金		172,838
	1 繰 越 金	172,838
3 諸 収 入		627
	1 雑 入	627
歳 入 合 計		196,160

### 歳 出

款	項	金 額
1 土 地 管 理 業 務 費		30,431 千円
	1 土 地 管 理 業 務 費	30,431
2 予 備 費		165,729
	1 予 備 費	165,729
歳 出 合 計		196,160

甲第8号議案

## 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出がそれぞれ27,228千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 繰 越 金		24,693 千円
	1 繰 越 金	24,693
2 諸 収 入		2,535
	1 県 預 金 利 子	4
	2 貸 付 金 元 利 収 入	1,375
	3 雑 入	1,156
歳 入 合 計		27,228

### 歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		27,228 千円
	1 水 産 業 費	27,228
歳 出 合 計		27,228



甲第9号議案

## 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ396,390千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		228,581 千円
	1 使 用 料	228,581
2 繰 入 金		58,549
	1 一 般 会 計 繰 入 金	58,549
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		109,259
	1 雑 入	109,259
歳 入 合 計		396,390

### 歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場事業費		381,028 千円
	1 中央卸売市場事業費	381,028
2 公 債 費		15,362
	1 公 債 費	15,362
歳 出 合 計		396,390

甲第10号議案

## 令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,083千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		655 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	655
2 繰 越 金		23,280
	1 繰 越 金	23,280
3 諸 収 入		148
	1 雑 入	148
歳 入 合 計		24,083

### 歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		24,083 千円
	1 林 業 費	24,083
歳 出 合 計		24,083

甲第11号議案

**令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業  
特別会計予算**

令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,470,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		85,861 千円
	1 財 産 運 用 収 入	59,740
	2 財 産 売 払 収 入	26,121
2 繰 越 金		1,384,201
	1 繰 越 金	1,384,201
3 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		1,470,064

### 歳 出

款	項	金 額
1 商 工 費		151,580 千円
	1 工 鉦 業 費	151,580
2 公 債 費		1,318,484
	1 公 債 費	1,318,484
歳 出 合 計		1,470,064

## 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,886千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		191,417 千円
	1 使用料	191,417
2 財産収入		19
	1 財産運用収入	19
3 繰入金		129,411
	1 一般会計繰入金	129,411
4 県債		222,039
	1 県債	222,039
歳入合計		542,886

### 歳 出

款	項	金 額
1 土木費		221,969 千円
	1 港湾費	221,969
2 公債費		320,917
	1 公債費	320,917
歳出合計		542,886



## 第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
宜野湾港施設整備事業	千円 113,500	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和5年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	113,500			

令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区  
特別会計予算

令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ424,850千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		287,853 千円
	1 使 用 料	287,853
2 繰 越 金		13,300
	1 繰 越 金	13,300
3 諸 収 入		123,697
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	123,696
歳 入 合 計		424,850

### 歳 出

款	項	金 額
1 商 工 費		411,295 千円
	1 商 業 費	411,295
2 公 債 費		13,555
	1 公 債 費	13,555
歳 出 合 計		424,850

## 令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,253千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		61,535 千円
	1 財 産 運 用 収 入	61,535
2 繰 越 金		58,718
	1 繰 越 金	58,718
歳 入 合 計		120,253

### 歳 出

款	項	金 額
1 産 業 振 興 費		120,253 千円
	1 産 業 振 興 費	120,253
歳 出 合 計		120,253

## 令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

令和5年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 328,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		174,419 千円
	1 使用料	174,419
2 繰入金		6,582
	1 一般会計繰入金	6,582
3 繰越金		8,291
	1 繰越金	8,291
4 県債		139,000
	1 県債	139,000
歳入合計		328,292

### 歳 出

款	項	金 額
1 土木費		201,996 千円
	1 港湾費	201,996
2 公債費		126,296
	1 公債費	126,296
歳出合計		328,292

## 第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 城 湾 港 整 備 事 業	千円 139,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和5年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	139,000			



甲第16号議案

## 令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

令和5年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ237,868千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		81,468 千円
	1 使用料	81,468
2 財産収入		14
	1 財産運用収入	14
3 繰入金		39,752
	1 一般会計繰入金	39,752
4 繰越金		116,634
	1 繰越金	116,634
歳入合計		237,868

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		174,598 千円
	1 港湾費	174,598
2 公債費		63,270
	1 公債費	63,270
歳出合計		237,868

甲第17号議案

## 令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,986千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		57,986 千円
	1 雑 入	57,986
歳 入 合 計		57,986

### 歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		54,738 千円
	1 道 路 橋 り よ う 費	54,738
2 公 債 費		3,248
	1 公 債 費	3,248
歳 出 合 計		57,986

令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業  
特別会計予算

令和5年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272,362千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		153 千円
	1 繰越金	153
2 県債		272,209
	1 県債	272,209
歳入合計		272,362

### 歳 出

款	項	金 額
1 土木費		42,900 千円
	1 港湾費	42,900
2 公債費		229,462
	1 公債費	229,462
歳出合計		272,362

## 第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業	千円 216,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。  (借入時期) 令和5年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	216,400			

## 令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算

令和5年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,872,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

**第2条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕



## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		65,372,970 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	65,372,970
2 県 債		21,500,000
	1 県 債	21,500,000
歳 入 合 計		86,872,970

### 歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		86,872,970 千円
	1 公 債 費	86,872,970
歳 出 合 計		86,872,970

## 第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 21,500,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和5年度。</p>	<p>年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	21,500,000			

甲第20号議案

## 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ166,225,219千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		56,815,639 千円
	1 負担金	56,815,639
2 国庫支出金		62,784,475
	1 国庫負担金	40,018,564
	2 国庫補助金	22,765,911
3 前期高齢者交付金		33,079,405
	1 前期高齢者交付金	33,079,405
4 共同事業交付金		430,404
	1 共同事業交付金	430,404
5 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
6 繰入金		13,115,274
	1 繰入金	13,115,274
7 諸収入		12
	1 雑収入	12
歳 入 合 計		166,225,219

### 歳 出

款	項	金 額
1 民生費		166,129,921 千円
	1 社会福祉費	166,129,921
2 保健事業費		95,298
	1 保健事業費	95,298
歳 出 合 計		166,225,219

# 企 業 会 計

## 令和5年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和5年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	2,149 床
(2) 年 間 患 者 延 数	1,370,544 人
入 院	619,384
外 来	751,160
病 院	696,562
診 療 所	54,598
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	1,692 人
外 来	3,104
病 院	2,878
診 療 所	226
(4) 主要な建設改良事業	
南部医療センター・こども医療センター	
ハイブリッド手術室、新設手術室増設工事	338,822 千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病 院 事 業 収 益	68,667,734 千円
第1項 医 業 収 益	54,281,993
第2項 医 業 外 収 益	14,130,459
第3項 特 別 利 益	255,282
	支 出
第1款 病 院 事 業 費 用	72,587,799 千円
第1項 医 業 費 用	69,861,741
第2項 医 業 外 費 用	846,850
第3項 特 別 損 失	1,769,208
第4項 予 備 費	110,000

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,149,392千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		6,665,966千円
第1項 企業債		4,393,700
第2項 他会計負担金		2,238,850
第3項 他会計補助金		10,101
第4項 国庫補助金		16,295
第5項 寄附金		7,020
	支	出
第1款 資本的支出		8,815,358千円
第1項 建設改良費		4,487,919
第2項 企業債償還金		4,127,433
第3項 他会計借入金償還金		200,003
第4項 無形固定資産		1
第5項 国庫補助金返還金		1
第6項 寄附金返還金		1

(企業債)

**第5条** 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 2 限度額 4,393,700千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行  
借入時期は、令和5年度中とする。ただし、事業その他の都合により、起債額の一部又は全部を後年度に繰り延べて借り入れることができる。
- 4 利率 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
- 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。  
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

**第6条** 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第7条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産、国庫補助金返還金及び寄附金返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第8条** 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 39,163,660 千円

(他会計からの補助金)

**第9条** 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、967,241千円である。

(たな卸資産購入限度額)

**第10条** たな卸資産の購入限度額は、12,692,948千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

**第11条** 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	電子カルテシステム	1
	器械備品	ハイブリッド手術対応バイプレーンシステム	1
	器械備品	血管造影装置	1

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕



## 令和5年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和5年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	那覇市ほか27市町村及び1企業団
(2) 当年度総給水量	153,275 千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	419 千m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	5,243,810 千円
イ 導送取水施設整備事業	2,112,001
ロ 水道広域化施設整備事業	1,926,151
ハ 北谷浄水場施設整備事業	1,205,658

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		29,962,361 千円
第1項 営業収益		17,299,085
第2項 営業外収益		12,535,071
第3項 特別利益		128,205
	支	出
第1款 水道事業費用		33,199,012 千円
第1項 営業費用		32,077,311
第2項 営業外費用		989,411
第3項 特別損失		127,290
第4項 予備費		5,000

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,218,319千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額177,522千円、過年度分損益勘定留保資金3,475,538千円及び減債積立金565,259千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	6,809,067 千円
第1項 企 業 債	1,790,100
第2項 国 庫 補 助 金	4,491,748
第3項 他 会 計 補 助 金	293,989
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	229
第5項 建 設 負 担 金 返 還 金	233,000
第6項 そ の 他 資 本 的 収 入	1

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	11,027,386 千円
第1項 建 設 改 良 費	6,872,359
第2項 企 業 債 償 還 金	3,944,626
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	210,401

(債務負担行為)

**第5条** 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等施設整備事業	令和6年度	47,869 千円
導送取水施設整備事業	令和6年度から 令和8年度まで	5,651,239 千円
水道広域化施設整備事業	令和6年度	1,364,871 千円
沖縄県企業局施設 再構築検討調査業務委託	令和6年度	21,141 千円
粟国島ほか2島水道施設 運転管理業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	162,954 千円
阿嘉浄水場仮設苛性 注入設備設置工事	令和6年度	4,950 千円

(企業債)

**第6条** 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限 度 額 1,790,100千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

**第7条** 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第8条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第9条** 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 2,301,814千円 |
| (2) 交際費   | 150千円       |

(他会計からの補助金)

**第10条** 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、343,873千円である。

(たな卸資産購入限度額)

**第11条** たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	108 事業所
(2) 当 年 度 総 給 水 量	9,240 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	25 千m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	1,346 千円
イ 導 水 施 設 整 備 事 業	1,346

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		653,956 千円
第1項 営 業 収 益		362,759
第2項 営 業 外 収 益		291,196
第3項 特 別 利 益		1
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		749,241 千円
第1項 営 業 費 用		743,943
第2項 営 業 外 費 用		4,797
第3項 特 別 損 失		1
第4項 予 備 費		500

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 55,253千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 549千円、減債積立金 38,600千円及び建設改良積立金 16,104千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資 本 的 収 入	2,867 千円
第1項 国 庫 補 助 金	908
第2項 他 会 計 補 助 金	1,959
支	出
第1款 資 本 的 支 出	58,120 千円
第1項 建 設 改 良 費	17,549
第2項 企 業 債 償 還 金	40,559
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	12

(債務負担行為)

**第5条** 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
沖 縄 県 企 業 局 施 設 再構築検討調査業務委託	令和6年度	1,138 千円

(一時借入金)

**第6条** 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第7条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第8条** 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 35,746 千円  
(他会計からの補助金)

**第9条** 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,793千円である。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 流域関連市町村    | 那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町 |
| (2) 年間総処理水量    | 108,888 千 <sup>3</sup> m   |
| (3) 一日平均処理水量   | 299 千 <sup>3</sup> m   |
| (4) 主要な建設改良事業  | 6,282,242 千円   |
| イ 中部流域下水道事業    | 5,836,622  |
| ロ 中城湾流域下水道事業   | 288,256  |
| ハ 中城湾南部流域下水道事業 | 157,364  |

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		11,686,066 千円
第1項 営業収益		5,549,877
第2項 営業外収益		6,136,189
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		12,415,909 千円
第1項 営業費用		12,101,166 千円
第2項 営業外費用		311,742
第3項 特別損失		1
第4項 予備費		3,000

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,252,298千円は、過年度消費税資本的収支調整額 74,186千円、過年度分損益勘定留保資金 579,928千円及び減債積立金 598,184千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		6,271,610 千円
第1項 企 業 債		2,666,200
第2項 国 庫 補 助 金		2,956,000
第3項 建 設 負 担 金		649,410
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		7,523,908 千円
第1項 建 設 改 良 費		6,301,451
第2項 企 業 債 償 還 金		1,165,621
第3項 国 庫 補 助 金 償 還 金		1
第4項 建 設 負 担 金 償 還 金		1
第5項 他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金		56,834

(債務負担行為)

**第5条** 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中 部 流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	令和6年度	13,038 千円
中 城 湾 流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	令和6年度	488,477 千円
中 城 湾 南 部 流 域 下 水 道 維 持 管 理 費	令和6年度	300,718 千円
中 部 流 域 下 水 道 建 設 費	令和6年度	553,800 千円

(企業債)

**第6条** 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 管渠、ポンプ場及び処理場の建設改良事業
- 2 限 度 額 2,666,200千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

**第7条** 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第8条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金、建設負担金返還金及び他会計長期借入金償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第9条** 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 559,820千円

(他会計からの補助金)

**第10条** 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、979,837千円である。

令和5年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕